

## 令和元年度第1回 滋賀県農村振興交付金制度審議会 会議概要

### 1. 開催日時、場所

日時：令和元年(2019年)5月28日(火) 午前10時00分～午前12時00分

場所：滋賀県庁北新館5-B会議室

### 2. 出席委員（五十音順、敬称略）

白石香織、田附孫之、中村貴子、畑中直樹、平山奈央子、藤原正幸、松下京平

### 3. 議事録

#### ■議事 中山間地域等直接支払交付金 平成30年度の実施状況の点検

##### 【主な質疑応答】

（委員）

交付金の使途状況について64%が共同取組活動で36%は個人配分だが、今までの取組の傾向を見ていて、この割合は変化しているか。

（事務局）

平成29、30年度の取組状況からみていると割合はあまり変化していない。共同取組活動に充当されるほうが多く、概ね50%～60%くらいの割合になっている。

（委員）

集落戦略の作成状況について、15ha以上の協定が36協定あるが、13協定しか集落戦略を作成しておらず、現在進行形で2協定が作成中であり、少ない印象を受ける。少ない理由の1つとして、「やる気がそがれる」ということだが、集落戦略を作成すると獣害被害が大きい農地を「やらなくていいや」と思ってしまうということか。

（事務局）

中山間地域には獣害がひどい地域があり、その農地を交付対象から除外したいという思いを持っている協定もある。鳥獣被害が大きい農地を除けるようになると、獣害が広がっていくので、市町の担当者としては守ってほしいとは思っている。集落戦略を策定することで維持管理されなくなってしまうリスクを心配している。

（委員）

体制整備に向けた取り組み状況について、A～C要件のうち、C要件に偏っているが、なぜA、B要件が少ないのか。これは支援をする市町のアドバイスによって偏っているからか。それともモデルケースがC要件に多いから取り組みやすいのか。

（事務局）

C要件が多い理由としては、C要件については集落の将来について参加者が話し合い、耕作が困難になった場合、活動を継続できる体制を整備するもので、比較的取り組みやすいから。A、B要件は機械の作業による共同化や新規就農者等の確保など、数値的な目標

を達成できなかった場合、交付金を返還しなければならず、ハードルが高くなってしまい、取組に至らないため。

(委員)

「中山間地域等直接支払交付金」について点検した結果、特に指摘・疑問点等はないので、「適切に実施された」といたします。

## ■議事 第四期対策（平成 27 年度から平成 31 年度）最終評価

### 【主な質疑応答】

(委員)

市町の回答については、各市町がそれぞれの協定に対して、AやBと評価しているのか。また、中間評価の時には交付金を受け取られた方にアンケートを取っていたが、最終の段階でお金を受け取られた方へのアンケートは取ったか。

(事務局)

1点目の質問について、国から決められている最終評価の中には各市町から集落協定に対して評価することはなく、各市町で全体的な評価をしている。2つ目の質問について、最終年に各集落協定に対してアンケートを取る予定は現在のところない。

(委員)

集落ごとに様々な成果や課題があるので、それを市町全体でまとめるのではなく、特に注目したほうが良い協定だけでもきちんと情報を取っておかれたほうがよい。

(委員)

最終報告書（案）について、第5項「第1期対策から第4期対策の効果等」と第6項「今後、適切な農業生産活動が継続的に行われるための課題等」では評価の方法が統一されていない。各市町の回答の中で、該当箇所があれば丸を記載し、具体的内容を記述する際「1つの市町から上がっているが」や「全ての市町が」と前置きすればよいのではないか。

(事務局)

その方向で再整理します。

(委員)

滋賀県の最終評価はAであるが、その根拠は協定農用地の2割である耕作放棄地が防止出来ているということ、ほとんどの市町で地域集落の活性化の効果が確認出来ているということ、および協定面積の面積比でいうと半分以上が大いに評価できるということから、総合的に見るとAという評価はおおむね妥当であると判断する。